

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

1 令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	2	0
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	1	2	1
	指導事項	出資・出捐団体	2	1	0	1
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	0	1
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		8	3	2	3	

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年5月11日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	医療整備課	<p>医薬品の調達事務において、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程66号。以下「特定調達契約規程」という。）が適用となる23品目の医薬品の調達について、以下の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 特定調達契約規程第13条に規定する随意契約によることができる場合に該当しない「競争入札に付することが不利と認められるとき」を理由として随意契約としていた。</p> <p>2 随意契約とした場合、特定調達契約規程第14条第2項に規定する随意契約の相手方等の公告を行う必要があるが、これを行っていなかった。</p>	<p>指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。</p> <p>令和4年度分から「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」が適用となる医薬品の調達について、当該規程に定める調達手続を適正に実施する。</p> <p>また、当該規程の内容について再確認し、事務職員全員に周知徹底を図り、今後は、当該規程を遵守し、適正な調達手続に努める。</p>
		<p>3件の業務委託に係る契約事務において、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年規程第45号）第28条第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合に定める金額を超えているにもかかわらず、随意契約としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程第28条第1項第1号の規定について再確認し、事務職員全員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、当該規程を遵守し、適正な会計処理を進める。</p>